

(別添1)

福岡県朝倉市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,845	3,744	3,620	3,476	3,356
② 予備機を含む 整備上限台数	4,421	360	218	52	-85
③ 整備台数 (予備機除く)	3,845	0	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	3,845	0	0	0	0
⑤ 累積更新率	100.00%	102.70%	106.22%	110.62%	114.57%
⑥ 予備機整備台数	100	0	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	100	0	0	0	0
⑧ 予備機整備率	2.60%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

本市では、令和2年度より市内の小学校及び中学校において、児童生徒1人1台端末を導入し、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びを推進してきましたが、機器の老朽化に伴い、児童生徒用及び教員用のタブレット端末を更新します。

令和2年度に購入した3,958台の端末はすべてWindows端末で、OSにはWindows10がインストールされています。このOSサポート期限が令和7年10月に迫ることから、端末更新の必要性が一層高まったものです。なお、更新契約は令和6年度に締結し、令和7年のサポート期限までを納入期限とします。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：4,306台

○処分方法

- ・使用済端末を学校や公共施設、福祉施設など地域で再利用：200台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託：4,106台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年 9月 新規購入端末の使用開始

令和8年10月 処分事業者 選定

令和8年12月 使用済端末の事業者への引き渡し

(別添2)

福岡県朝倉市 ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

総学校数17校 (小学校11校、中学校6校)

$$\frac{\text{必要なネットワーク速度が確保できている学校数}}{\text{総学校数}} = \frac{17}{17} = 100.0 \%$$

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

現在、本市は学校のネットワーク改善ガイドブック（令和6年4月文部科学省）第一章 1.4で示された当面の推奨帯域は満たしていますが、ネットワークの不具合が生じている学校があるため、今後も適宜、ネットワーク速度が確保されているかをチェックしていきます。

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和7年8月までに課題のある学校についての課題の特定を完了させます。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和7年9月から順次改善策の検討を開始し、令和7年12月までに対象校における改善策を完了させます。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

十分な通信契約となっていないことが原因として特定されているため、令和8年3月までに、そのような学校についての通信契約を変更します。

(別添3)

福岡県朝倉市 校務DX計画

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、本市でも教職員の長時間勤務が深刻化しており、働き方改革の推進が求められています。そのため、以下の各取組を推進していきます。

● 統合型校務支援システムの導入

本市で現在使用している校務支援システムはグループウェア機能のみを有するもので、他分野の校務はそれぞれが個別様式で運用・紙保存されているため、データ転記等の非効率的な業務が発生しています。使用するシステムは県内自治体ごとで異なるため、教職員の異動時には操作方法の再習得が必要となっています。このため、福岡県及び54市町村で構成する「ふくおか電子自治体共同運営協議会」は県内のシステムを共通化することを目的として、システムの共同調達・共同利用を検討してきました。これに参画することによって、令和7年度より教務・保健・学籍・学校事務・連絡・情報共有等の校務全般を実施するために必要な機能を有す、クラウドベースの「統合型校務支援システム」を導入できる見込みです。

各種データの一元管理・業務間のデータ連携・他職員との情報共有等の効率化により、教職員の働き方改革を推進することで、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質向上につなげます。

また、統合型校務支援システムにおいては、名簿情報等は一度入力したものが中学校卒業まで引き継がれるため、各種帳簿間のデータ転記作業が大幅に削減され、入力誤りの恐れもなくなります。これにより、確実に適切なデータ管理が可能となります。

当該システムの詳細な利用方針は現在策定中ですが、公簿¹の作成・承認・保存についてはシステム上での執行を必須とし、校務の効率化・ペーパーレス化を加速していく予定です。

● ゼロトラスト環境の構築

利便性を高めるとともにセキュリティ対策も強固にしなければならないため、セキュリティポリシーの周知徹底や多要素認証を導入することでセキュリティを確保していきます。この場合、安全性のみを追求するのではなく教職員の利便性確保の観点も踏まえる必要があり、生き生きと学習指導に取り組むことができる環境を実現するための手段であることを念頭に、ポリシーの順守が目的化することは避けなければなりません。以上を踏まえてゼロトラストを導入することで、場所にとらわれることなく、いつでもどこでも安全にサービスが利用できるようになります。

● 保護者連絡システムの導入

現在、欠席・遅刻等の連絡は電話連絡が主である学校がほとんどであり、連絡が殺到する朝の時間帯は電話対応に追われている状況です。

また、家庭への配布物が児童生徒から保護者へ渡らないケースもあり、必要な情報を確実に伝えられているとは言えません。

¹ 学校日誌、出席簿、保健日誌、指導要録、児童生徒健康診断票

そこで、令和7年度より、スマートフォン等のアプリケーションで上記連絡が可能な「保護者連絡システム」を導入し、簡潔で確実な情報共有網を整備します。

- Microsoft365の活用

令和4年11月にほぼすべての教職員にアカウントを付与しましたが、教職員によってスキルに大きな差があり、全ての教職員が利活用出来ているとは言えません。Teamsによる教職員間での情報共有・資料授受やFormsによるアンケートの効率化等は校務DX化に資するものであるため、今後も継続して研修実施や優良事例紹介等のフォローを行います。

- アナログな事務手続きの見直し

統合型校務支援システムに備えられたグループウェア機能を最大限活用することで、学校間や市教育委員会と学校間の文書連絡・資料送付を可能な限り電子化します。緊急時やシステム不具合発生時等のFAXが最も効率的に連絡手段として働く場合を除き、基本的にFAXは使用しないよう、前述の統合型校務支援システム導入に際し、改めて周知・働きかけを行います。これにより、ペーパーレス化が推進され、文書量削減や印刷コスト削減にも一定の効果が期待されます。

また、統合型校務支援の導入により、公簿の承認についてはシステム内での完結が原則となるため、押印が不要となります。学校間や市教育委員会と学校間との連絡や通知についても、原則押印廃止に取り組みます。

- テストの採点について

紙のテストの採点業務は単純作業のようで高い厳密性も求められる、教員にとって負担の大きい業務です。AIによる採点システムを導入している先進自治体の取組を参考にし、ICTを活用した採点業務の効率化について調査研究します。

(別添 4)

福岡県朝倉市 1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

新学習指導要領においては、ICTが広く利用されている社会で子どもたちが生きていくために必要な情報活用能力をはじめとする資質・能力を育むためにも、学校生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備していくことが重要であると位置づけられています。

また、ICTを最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められています。

しかしながら、ICTはこれまでの紙の書籍・資料等に置き換わったり「読む・書く・計算する」の学習場面を無くしたりするものではなく、ノートや黒板等と同様にあくまでも一つの道具・手段であるということを十分に意識しておく必要があります。そのため、ICTの活用推進にあたって注視すべきことは、その整備状況や活用頻度ではなく、「ICTにより子どものどのような力を伸ばすのか」という点であることを市教育委員会と学校現場が共通意識として持つことが必要不可欠です。その上で、人と関わり合いながら学ぶ「学びあう学び」を推進し、一斉学習・個別学習・協働学習のそれぞれの場面や学習プロセスにおいてICTを効果的に活用することは、子どもたちが様々な課題に関心をもって主体的・対話的で深い学びに取り組むことに繋がると考えます。

こうした考えのもと、朝倉市教育大綱及び朝倉市教育施策要綱で掲げる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力を育む教育を展開し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、主体的に学習に取り組む「学びに向かう力、人間性等」を養う教育の実現を目指します。

2. GIGA第1期の総括

【ハード面】

- | | |
|-------|---|
| 令和2年度 | 校内無線LAN、大型提示装置（222台）、実物投影機（222台）、
タブレット端末（児童生徒用3,958台・教師用255台） |
| 令和3年度 | 大型提示装置（4台）、実物投影機（4台）、タブレット端末（教師用93台） |

【ソフト面】

- | | |
|-------|---|
| 令和2年度 | 学習用ツール（デジタル教科書・各種ソフト）、
ICT活用支援員（1人/4校程度） |
| 令和4年度 | Microsoft365ライセンス（400件） |

【総括】

令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき1人1台端末を整備し、教科や学習場面に応じて、情報の収集・理解・整理・発信・共有のツールとして端末を日常的に活用してきました。端末整備時に初期設定したソフトウェアの他にも学校現場が有用と判断した教材ソフト等を追加でインストールし、授業で効果的に活用しています。外国人児童生徒や特別な支援を要する児童生徒等、それぞれの実態に応じた支援にも活用出来ました。授業のまとめの場面や家庭学習の教材として活用が進むことで個別最適な学びが実現し、各自が調べ学習をする場面や発表・表現する場面での活用により協働的な学びに繋がりました。

一方で、各教室のアクセスポイントに学級全員の端末が接続しようとした際に、アクセスポイントへの接続不具合（令和6年度中に原因究明し改善対応中）や、経年劣化・不注意等による端末の故障も頻繁に報告されるようになり、ICT環境を今一度見直す時期を迎えています。特に、端末が故障した際にも児童生徒が切れ目なくICT学習を継続できるよう、必要十分な予備機台数が求められています。現状、予備機分も含めて修理が発生しており、台数管理に非常に苦労しています。GIGA第2期においては故障しにくい端末の選定や予備機台数の十分な確保を行い、課題解決を図ります。

端末の持ち帰りについては家庭学習への様々な活用が期待されるため、自宅にWi-Fi環境がない家庭向けにモバイルルーターを無償貸与する制度（契約は各家庭が行う）も構築しました。

しかしながら、令和6年度朝倉市教育施策要綱において「小中学校で家庭学習内容についての共通理解を図り、1人1台端末の活用例を取り入れた『家庭学習の手引き』の見直しと家庭への周知及び、学校と各家庭との連携強化を推進します」としながらも、端末故障等への懸念から持ち帰りの基準や頻度は各学校の判断に一任しており、市全体として授業と家庭学習を連動させて活用するには至っていません。必要なサポートや環境整備等の課題はありますが、臨時休校時の家庭での端末活用や、希望する不登校児に対して授業を配信（参加又は視聴）する等、端末を活用した学びの保障が可能になると考えられるため、今後の検討課題であると考えています。

教職員向けのICT研修はこれまでに20回以上実施し、授業内外での利活用拡大に向けた取組を推進しています。しかしながら、Microsoft365の活用頻度やネットワークに関する理解等、ICTについての習熟度に個人差があり、授業内外での活用に差があることが課題です。今後は求められる研修内容を吟味して実施し、教職員の能力差が授業での活用レベルの差に繋がらないようにフォローを継続します。

3. 1人1台端末の利活用方策

GIGA第1期に整備した1人1台端末は日常的に利活用され、現在では学習上必須のツールとなっていますが、整備から4年が経過し、バッテリー駆動時間や処理速度の低下による授業への支障が出る場面が想定されるため、今回、全端末の更新を行います。GIGA第2期の整備では、引き続き、十分な予備機を含め1人1台端末の環境を維持することを前提としています。

● 1人1台端末の積極的活用

1人1台端末を積極的かつ効果的に活用するためには、各校の教員がICT活用の目的を理解し、ICTを活用した指導力を向上させることが必要です。そのため、ICT活用に関する研修を計画的に実施するとともに、ICT活用をサポートするICT支援員を引き続き配置し、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行える環境を整えます。

また、学習者用デジタル教科書やAI型デジタルドリル、授業支援ソフトウェア等を導入することで、校内及び家庭学習で1人1台端末を活用する機会を増やし、情報活用能力の育成に取り組みます。

● 個別最適・協働的な学びの充実

1人1台端末を利活用し学習課題に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの特性や理解度、学習進度に合わせた個別最適な学びを進めます。

また、児童生徒が自分の考えを取りまとめ、発表や表現をする場合や、教職員と児童生

徒、児童生徒同士がやり取りをする等の授業場面に応じた端末の活用を進め、協働的な学びの充実を図ります。

- 学びの保障

文部科学省の「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に記載されているとおり、1人1台端末を活用し、心や体調の変化を早期発見する取組が広がりつつあります。本市においても、第1期に引き続き、児童生徒がアクセスし易いページに心の健康観察へのリンクを貼り、児童生徒が声を上げやすい環境を整備します。

外国人児童生徒や特別な支援を要する児童生徒、不登校児童生徒等の様々な困難を抱える児童生徒に対し、学びの保障を実現するため、その実態に応じて1人1台端末を活用します。